第２章

就労・住居の確保等のための取組

「胡蝶蘭」

第2章 就労・住居の確保等のための取組

第1節 就労の確保等

1 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

（1）職業適性等の把握【施策番号1※1】

（2）就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、矯正施設において、就労支援体制の充実のため2006年度（平成18年度）からキャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員である就労支援スタッフを配置している。2019年度（令和元年度）現在、刑事施設76庁、少年院44庁に配置している。就労支援スタッフは、個別面接等により就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを実施するなど、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整業務等に当たっている。さらに、2019年度からは、就労支援を推進する就労支援専門官を刑事施設4庁に配置し、就労支援体制の更なる充実を図ることとしている。

刑事施設において、受刑者に対して、特別改善指導（**資2-2-1**参照）として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導（**資2-2-2**参照）を実施している。2018年度（平成30年度）の受講開始人員は3,526人であった。また、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、2011年度（平成23年度）から公園の清掃作業を行うなどの社会貢献作業を実施している。2018年度は、刑事施設27庁32か所において社会貢献作業を実施した。

さらに、刑事施設及び少年院において、受刑者等の職業意識をかん養し、就労意欲を喚起することを目的として、協力雇用主※2等の出所者等の雇用経験のある事業主等による職業に関する講話を実施しており、2018年度においては、56施設において延べ94回の講話が行われ、延べ6,726名の受刑者等が受講した。

少年院において、在院者に対し、職業指導（**資2-2-3**参照）の一環として、有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導をする職業生活設計指導科を設けている。職業生活設計指導科では、原則として全在院者を対象に、社会人としての基礎マナー、事務処理能力及びパソコン操作能力について108単位時間（1単位時間は50分）をかけて指導することとしている。少年院における処遇の概要については【施策番号75】**資5-75-1**（P85）を参照。

保護観察所において、ハローワークと連携して、保護観察対象者等のうち、就労体験の乏しい者、就労に必要な知識･技能が身に付いていない者等に対して、刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号5ア】（P18）参照）におけるトライアル雇用、職場体験講習及びセミナー・事業所見学会の支援メニュー等を活用して就労支援を行っている。また、保護観察対象少年に対しては、必要に応じて少年鑑別所で実施しているアセスメントを活用して就労意欲や職業適性の把握に努めている。

※1　再犯防止推進計画（基礎資料の2（P164）参照）との対応状況を明らかにするために付したもの。
※2　協力雇用主
犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

資2-2-1　刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ

刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ

入　所

- **刑執行開始時の調査**
  受刑者一人一人が抱える問題性や生活環境を調査し、それに応じて改善更生に向けた計画を作成します。
- **刑執行開始時の指導**
  受刑の意義、施設内での生活全般に関することなどを指導します。
- **改善指導**
  【一般改善指導】【特別改善指導】
  - **教科指導**
    社会生活の基礎となる学力を欠くために改善更生や円滑な社会復帰に支障がある者、学力向上が円滑な社会復帰に特に資すると認められる者に対して、学校教育の内容に準じた指導を行います。
- **釈放前の指導**
  雇用情勢や社会保障手続きなど出所後直ちに必要となる知識を伝え、人間関係の在り方、仕事に対する姿勢など社会生活全般を指導します。

出　所

改善指導　改善指導には、一般改善指導と特別改善指導があります。

一般改善指導　犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるための指導です。

特別改善指導　改善更生や円滑な社会復帰に支障を来たす受刑者の個別の事情を改善するために行う指導です。以下の6種類があります。

❶ 薬物依存離脱指導

薬物に依存していた自己の問題を理解させた上で、再使用しないための具体的な方法を考えさせます。

グループワークを中心に、薬物依存からの回復を目指す民間自助団体や医師などの協力を得て実施しています。

❷ 暴力団離脱指導

暴力団に加入していた自己の問題点について考えさせ、暴力団の反社会性を学ばせるとともに、離脱の具体的な方法を検討し離脱の決意を固めさせて、出所後の生活設計を立てさせます。

❸ 性犯罪再犯防止指導

性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させます。

事前に詳細な調査を行い、再犯のリスクや性犯罪につながる問題性の程度に応じて指導の密度や科目が指定されます。認知行動療法等の技法を取り入れ、グループワークを中心に、カウンセリングなども組み合わせて行います。

平成24年の調査分析により、再犯抑止効果が実証されています。

❹ 被害者の視点を取り入れた教育

被害者の命を奪ったり、重大な被害をもたらした受刑者に対して、罪の大きさや被害者・遺族の方の心情を認識させるとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせます。

被害者・遺族の方による講演や視聴覚教材を通じて、命の尊さを認識させ、具体的な謝罪方法についても考えさせます。

❺ 交通安全指導

交通違反や事故の原因について考えさせ、遵法精神、人命尊重の精神を育てます。

被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を繰り返した者が対象です。

❻ 就労支援指導

就労先で円滑な人間関係を保ち、職場に適応するための心構えや行動様式、職場で直面すると思われる問題解決場面への対応方法、就労に必要な基礎的知識や技能などを修得させます。

生活技能訓練(SST)や就職面接の練習を行い、就職活動やその後の就労生活に役立つ内容となっています。

出典：法務省資料による。

資2-2-2　就労支援指導の概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

就労支援指導

■　指導の目標
　社会復帰後に職場で円滑な人間関係を保ち，仕事が長続きすることを目的として，職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに，職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等，就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させる。

- 対象者　・職業訓練を受け，釈放後の就労を予定している者　又は
  ・釈放の見込日からおおむね１年以内であり，稼働能力・就労意欲を有し，公共職業安定所による就労支援を受ける意志がある者のうち，刑事施設の長が本指導をすることが必要であると認めた者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），民間協力者（SST指導者）等
- 指導方法　SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング），講義，視聴覚教材　等
- 実施頻度等　１単元５０分　全１０単元　標準実施期間：５日間

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに，職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	講義
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ，自己の問題点について考えさせる。	講義，討議
就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な，基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ，身だしなみ，お辞儀の仕方，電話応対の仕方等）について，演習等を通じて習得させる。	講義，演習，視聴覚教材視聴，ＳＳＴ
問題解決場面への対応	職場において，危機的な場面に陥った場合の対処法について，SSTを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方，面接のポイント等，出所後，就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに，実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。 さらに，出所後の生活計画を立てさせ，その実現のための具体的な方法を考えさせる。	講義，演習，視聴覚教材視聴，ＳＳＴ，課題作成，意見発表，討議

出典：法務省資料による。

資2-2-3　少年院における職業指導の概要

少年院における職業指導

目　的

在院者に対し，勤労意欲を高め，職業上有用な知識及び技能を習得させる。

内　容

職業生活設計指導

有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導
（職業生活設計指導科，サービス科等）

【職業生活設計指導科】

種目	目的	細目
社会人としての基礎マナー	社会人として働く上で必要となる知識，態度，コミュニケーション能力等の習得を図るとともに，働く意義を理解し，就労における心構え等を身に付けさせる。	就労支援ワークブック
		ビジネスマナー
		危険予知トレーニング
		キャリアカウンセリング講座
		就職活動や就労継続に必要な基礎知識講座
		就労に関する視聴覚教材の視聴
		対人関係円滑化指導
事務処理能力	職業人として身に付けておく必要のある事務処理能力を付与し，就労後に活かせるようにする。	読解力，基本的会話力
		計算力等
パソコン操作能力	基本的な操作能力を習得させる。	文書作成，表計算等

自立援助的職業指導

職業生活における自立を図るための知識及び技能の習得並びに情緒の安定を目的とした指導
（伝統工芸科，手芸科，陶芸科等）

【伝統工芸科】

職業能力開発指導

就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした指導
（情報処理科，介護福祉科，溶接科，土木・建築科等）

【介護福祉科】

出典：法務省資料による。

(3) 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号３】

法務省は、刑事施設において、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。2018年度（平成30年度）には、建設機械科、介護福祉科、溶接科、ビジネススキル科等の合計47科目の職業訓練が実施され、13,870人が受講した。そのうち、溶接技能者、自動車整備士、介護職員実務者研修修了証等の資格又は免許を取得した者は、延べ7,583人であった。また、2019年度（令和元年度）には、各刑事施設において、地方公共団体、地域の経済団体及び協力雇用主等を招いて職業訓練見学会等を実施し、参加者から出所者の就労に当たり必要な事項として出た意見を参考として、各種機械のメンテナンス等に必要な知識及び技能を付与し機械保全技能士の資格を取得させる職業訓練として、新た

に機械保全科を新設するとともに、介護福祉科の実施施設を拡大した。あわせて、矯正施設職員に対する研修、矯正施設における職業訓練等に関係機関等が参画することを推進すること等を通じて実施体制の強化を進めている。

職業訓練以外の新たな制度として、2018年度から、刑事施設在所中に内定企業や就労を希望する業種における就労体験を通じて、イメージと実際の就労環境のかい離を解消させることで、出所後の就職先への定着を図ることを目的として職場体験制度を導入しており、2018年度は、17庁の施設で32人が外部の事業所において職場体験を実施した。

また、一定の要件を備えている受刑者について、釈放後の住居又は就業先の確保等のために引受人や雇用主等を訪問するなどの必要があるときに、外出又は外泊を許すことがある。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の施行（2006年（平成18年）５月）から2018年末までに、外出408件、外泊26件を実施した。さらに、円滑な社会復帰を図るため必要があるときに、刑事施設の外の事業所に通勤させて作業を行わせている。2018年度末現在、16庁において19か所の外部事業所がある。

少年院において、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために、原則として全ての在院者に職業指導を実施している。2018年には、情報処理科、介護福祉科、溶接科、土木・建築科等の合計８種目の職業指導を実施している。2018年にコンピューターサービス技能評価試験、介護職員初任者研修、大型特殊自動車（Ⅰ種）運転免許等、何らかの資格を取得した在院者は、延べ3,942人である。

保護観察所において、刑務所出所者等に対する就労支援を推進するとともに矯正施設における職業訓練の充実にも資するよう、地元経済団体・業界団体、主要企業、産業・雇用に関わる行政機関、矯正施設、更生保護関係団体等が参集する刑務所出所者等就労支援推進協議会を毎年主催し、刑務所出所者等を各産業分野の雇用に結び付けるための方策や人手不足等の産業分野に刑務所出所者等を送り出すための方策等について情報交換や協議を行っている。

（4）資格制限等の見直し【施策番号４】

法務省は、2018年度（平成30年度）に全国約1,000社の協力雇用主等に対してアンケート調査※3を実施したところ、犯罪や非行をした人を雇用したことがある協力雇用主のうち、資格制限が雇用において問題になったことがあると答えたのは2.7%、問題になったことがないと答えたのは89.4%、無回答が8.0%であった。アンケート結果等を参考にして、資格制限等について検討を行い、2019年度（令和元年度）中に結論を出すこととしている。

2　就職に向けた相談・支援等の充実

（1）刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号５】

ア　刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合的就労支援対策（**資2-5-1**参照）を実施している。この取組は、矯正施設在所者に対しては、ハローワークと矯正施設が連携して、職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施し、本人の希望や適性等に応じて計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対しては、ハローワーク職員が保護観察官とチームを作り、本人に適した就労支援の方法を検討した

※3　協力雇用主等に対するアンケート調査
協力雇用主の実情、ニーズ等を把握し、協力雇用主に必要な支援策等を検討するために実施したもの。調査内容は、雇用経験の有無、協力雇用主に対する支援として望むもの、協力雇用主に対する各種支援制度がどの程度周知されているか、雇用に当たっての問題点（資格制限、住居確保）等多岐にわたっている。なお、一部調査については、協力雇用主だけでなく、刑務所出所者等の就労を支援する団体（都道府県就労支援事業者機構）及び更生保護施設にも実施した。

上で、ハローワーク、保護観察所及び更生保護施設等において、職業相談・職業紹介を実施している。2018年度（平成30年度）は7,690人に対して支援を実施し、3,521件の就職に結び付けた（【指標番号５】（Ｐ７）参照）。

また、保護観察所とハローワークが連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、事業所の理解の促進を図る「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長３か月間、月額４万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを実施している。2018年度は、セミナー・事業所見学会68回、職場体験講習14回、トライアル雇用160回を実施した。

資2-5-1　刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要

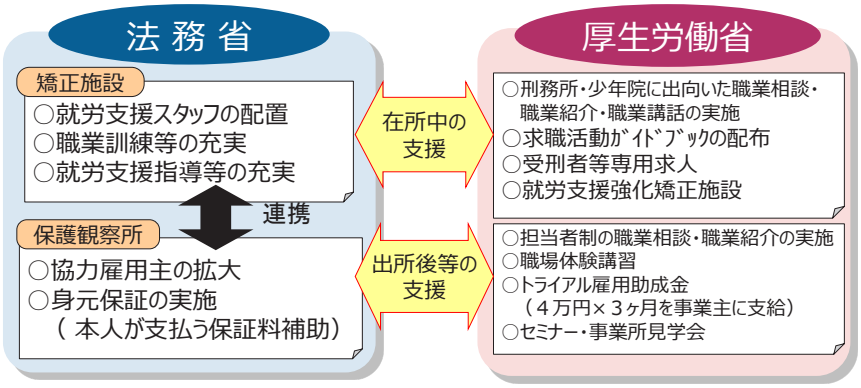

出典：法務省資料による。

イ　矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

法務省は、2016年（平成28年）11月から、東京矯正管区及び大阪矯正管区にそれぞれ矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」。以下「コレワーク」という。**資2-5-2**、**資2-5-3**参照）を設置した。コレワークでは、受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設等を紹介するなどしている。2018年度は、事業者からの相談を1,109件受け付け、349人の採用内定に結び付けた。

資2-5-2　コレワークのポスター

出典：法務省資料による。

資2-5-3　矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要

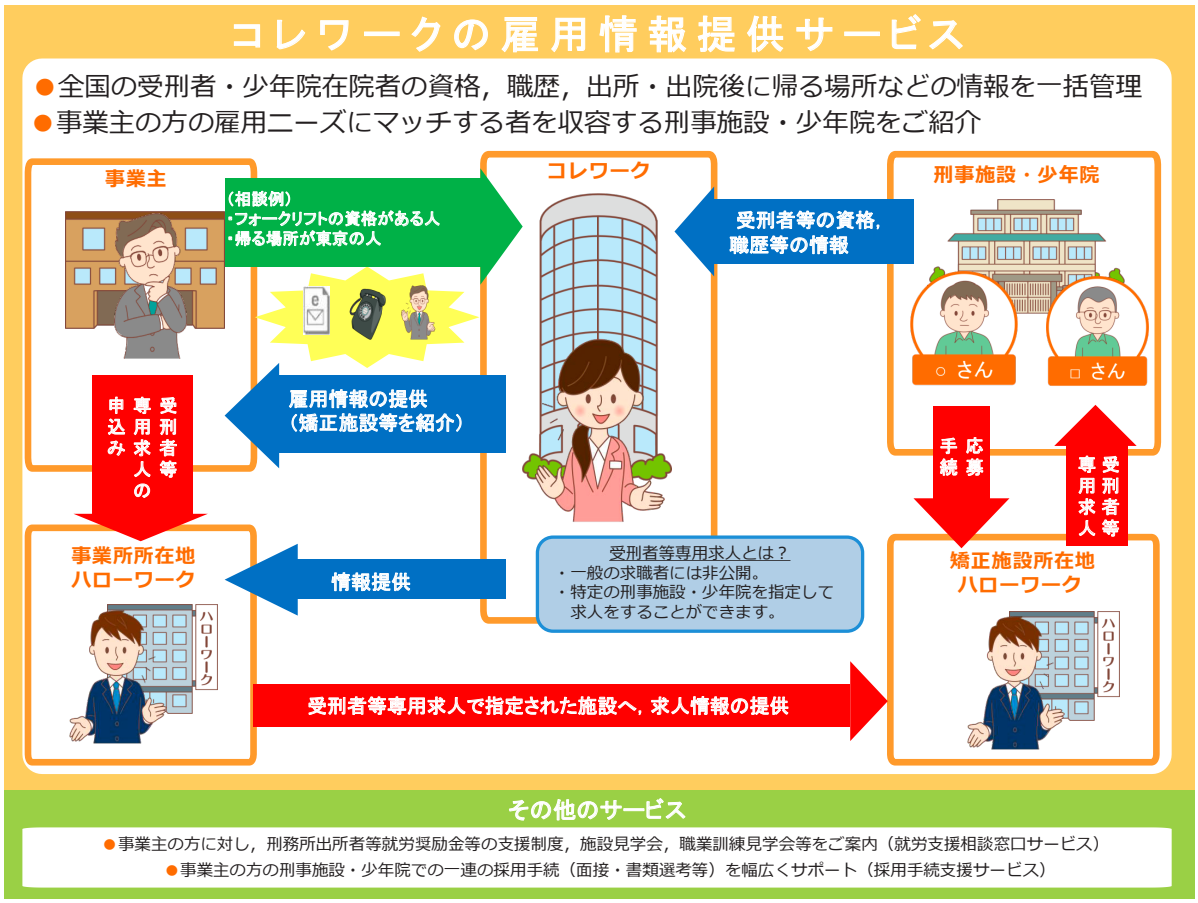

出典：法務省資料による。

ウ　更生保護就労支援事業

法務省は、保護観察所において、2011年度（平成23年度）から試行的に実施した成果を踏まえて、2014年度（平成26年度）から、更生保護就労支援事業（**資2-5-4**参照）を実施している。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな寄り添い型の就労支援を行う「就職活動支援」及び協力雇用主の開拓、協力雇用主研修の実施等の「雇用基盤整備」の各取組を行っている。2014年度は12庁の保護観察所において実施し、2019年度（令和元年度）は21庁に拡充している（このうち3庁での事業は更生保護被災地域就労支援対策強化事業と位置付けられている。）。2018年度は、就職活動支援2,024件、雇用基盤整備1,428件を実施した。

資2-5-4　更生保護就労支援事業の概要

更生保護就労支援事業

概要　**就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が，保護観察所から委託を受けて，刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し，関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに，協力雇用主の開拓を推進する事業。**

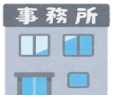

更生保護就労支援事業所

○専門的知識や経験を有する**「就労支援員」**を配置
○令和元年度現在全国１８庁で実施（札幌，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，静岡，岐阜，愛知，京都，大阪，兵庫，広島，岡山，香川，福岡，沖縄）
※岩手，宮城，福島では「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を別途実施

内容

就職活動支援業務

入所中　釈放後

矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

○施設面接等による職業適性，希望等の把握
○保護観察所，ハローワーク等と連携した「就労支援計画書」の策定
○地域の雇用情報の収集及び提供
○関係機関と連携した適切な就職活動支援

雇用基盤整備業務

受け皿の拡大

○企業ネットワークを活用した協力雇用主の開拓
○協力雇用主研修の実施
○雇用基盤整備に関する年間計画の策定・推進

職場定着支援業務（※被災地域３庁において実施）

○勤務状況や生活状況のフォローアップ
○協力雇用主への助言・支援

定住支援業務（※被災地域３庁において実施）

○適切な定住先を確保するための住まい探し等に関する相談・助言
○収入状況等に応じた安定した生活の維持に関する相談・助言

出典：法務省資料による。

エ　その他

法務省は、矯正施設において、2014年２月から、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」の運用を開始した。

2015年度（平成27年度）からは、ハローワーク職員が「就労支援強化矯正施設」に指定された刑事施設に相談員として駐在して支援を実施する取組も開始した。この取組では、刑事施設に駐在しているハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施している。2019年度（令和元年度）は刑事施設30庁に駐在している。

写真2-5-1　就労支援説明会の様子

写真提供：法務省

また、2018年度からは、ハローワークと連携して、矯正施設に刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている（**写真2-5-1**参照）。2018年度は、延べ161回開催し、延べ8,328人の受刑者等が参加しており、241件の採用内定に結び付けた。

さらに、法務省及び国土交通省は、刑務所出所者等を対象とした船員の求人情報の共有等の就労支援を実施している。

(2) 非行少年に対する就労支援【施策番号6】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】**資4-60-1**（P70）参照）の一環として、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

そうした取組の一環として、少年サポートセンター※4が主体となって、就労を希望する少年に対し、就職や就労継続に向けた支援を行っている（**写真2-6-1**参照）。

写真2-6-1　就労支援の様子

写真提供：警察庁

3　新たな協力雇用主の開拓・確保

(1) 企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】

法務省は、コレワーク（【施策番号5イ】（P19）参照）において、企業等に対し刑務所出所者等の雇用に関する働き掛けを積極的に実施している。2018年度（平成30年度）は、刑務所出所者等の雇用に興味がある企業等に対して、刑務所出所者等の雇用に関する制度等について説明する就労支援セミナー（**写真2-7-1**参照）や、同セミナーと矯正施設の見学をセットにしたスタディツアー等を開催するなど、839件の広報活動を実施した。

保護観察所において、各都道府県の就労支援事業者機構※5や更生保護関係者、矯正施設、労働局、ハローワーク、地方公共団体、商工会議所等経済・産業団体その他関係機関・団体等と連携して、新たな協力雇用主の開拓・確保に努めている。

写真2-7-1　就労支援セミナーの様子

写真提供：法務省

2018年度末に、法務大臣が経済三団体のトップと直接面会し、協力雇用主の現状や、法務省が取り組んでいる協力雇用主に対する支援制度について説明した上で、企業における刑務所出所者等の雇用の促進について、経済界の理解と協力を依頼した。

加えて、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】（P20）参照）を実施している21庁の保護観察所においては、民間の就労支援事業所に協力雇用主の開拓業務を委託し、同事業所が持つ企業等ネットワークを活用しながら、協力雇用主募集のパンフレット（**資2-7-1**参照）の配布、事業所への個別訪問、説明会の開催などを通じて協力雇用主に係る広報活動を積極的に行い、多くの企業等に保護観

※4　少年サポートセンター
都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。

※5　就労支援事業者機構
犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人。認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（全国機構）と50の都道府県就労支援事業者機構（都道府県機構）がある。
全国機構は、中央の経済諸団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）や大手企業関係者が発起人となり設立され、都道府県機構等に対する助成や協議会の開催等全国的なネットワークでの事業推進を図っており、都道府県機構は、協力雇用主等を会員に持ち、保護観察所等の関係機関や保護司等の民間ボランティアと連携し、具体的な就労支援の取組を行っている。

察対象者等の雇用について理解と協力を求めている。

これらの取組により、2015年（平成27年）４月現在、１万4,488社であった協力雇用主の数は、2019年（平成31年）４月現在、２万2,472社に増加している（【指標番号６】（Ｐ７）参照）。

なお、保護観察所において協力雇用主を登録する手続は、警察庁及び厚生労働省と協議した上で2018年８月に作成した、「協力雇用主登録等要領」に基づいて運用している。

資2-7-1　協力雇用主募集のパンフレット

法務省　厚生労働省

協力雇用主とは…？

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人たち（刑務所出所者等）は、再び地域に帰ってきます。

これらの人たちが再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

一方で、保護観察終了者のうち無職者の再犯率は有職者の約3倍で、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。刑務所出所者等への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

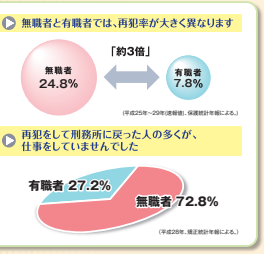

協力雇用主の現状

現在、全国に約20,000の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に刑務所出所者等を雇用してくださっている事業主は、そのうち約900にとどまっています。

また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の7割を占めています。

刑務所出所者等の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方々との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々にご登録いただきたいと考えています。

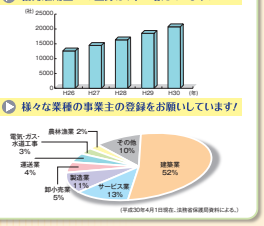

地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を！
是非、協力雇用主としてご登録ください！

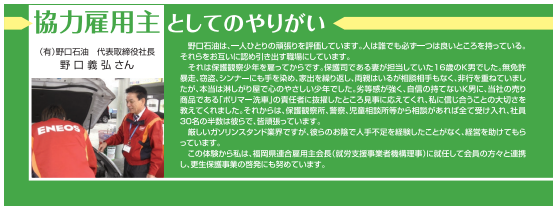

庁名	郵便番号	住所	電話番号
札幌保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011-261-6225
函館保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25-18	0138-26-5431
旭川保護観察所	070-8901	北海道旭川市花咲町4丁目旭川法務総合庁舎	0166-51-6376
釧路保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10-3	0154-23-3200
青森保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1-3-25	017-776-6419
盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20	019-624-3395
仙台保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-1451
秋田保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2	018-862-3603
山形保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1-32	023-631-2277
福島保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚17	024-534-2246
水戸保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-11	029-221-3942
宇都宮保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2391
前橋保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1	027-237-5010
さいたま保護観察所	330-9063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-861-6587
千葉保護観察所	260-8513	千葉県千葉市中央区中央港1-11-3	043-204-7791
東京保護観察所	100-8013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3597-0120
立川支部	190-0014	東京都立川市緑町6-3	042-521-4231
横浜保護観察所	231-0001	神奈川県横浜市中区新港1-6-2	045-201-3006
新潟保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区南大通町5191	025-222-1531
甲府保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8	055-235-7144
長野保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108	026-234-1993
静岡保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45	054-253-0191
富山保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2-8-16	076-421-5620
金沢保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1	076-261-0058
福井保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54	0776-22-2858
岐阜保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2	058-265-2651
名古屋保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2349
津保護観察所	514-0032	三重県津市中央3-12	059-227-0671
大津保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1	077-524-6683
京都保護観察所	602-8032	京都府京都市上京区梅ヶ辻坤町255	075-441-5141
大阪保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6946-6240
堺支部	590-0078	大阪府堺市南区甲2-29	072-221-0037
神戸保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1-4-1	078-351-4004
奈良保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1	0742-23-3481
和歌山保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁2	073-436-2501
鳥取保護観察所	680-8642	鳥取県鳥取市富安109	0857-22-3518
松江保護観察所	690-0841	島根県松江市西長田町134-10	0852-21-3767
岡山保護観察所	700-8807	岡山県岡山市北区南方1-8-1	086-224-5661
広島保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4495
山口保護観察所	753-0088	山口県山口市中河原町6-16	083-922-1337
徳島保護観察所	770-8851	徳島県徳島市徳島町城内6-6	088-622-4359
高松保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5445
松山保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1	089-941-9583
高知保護観察所	780-8850	高知県高知市丸ノ内1-4-1	088-873-5118
福岡保護観察所	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1-4-13	092-761-6736
北九州支部	803-8813	福岡県北九州市小倉北区城内5-3	093-561-5340
佐賀保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市城内2-10-20	0952-24-4291
長崎保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16	095-822-5175
熊本保護観察所	862-0971	熊本県熊本市中央区大江3-1-53	096-366-3090
大分保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町7-5	097-532-3053
宮崎保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1-1	0985-24-4345
鹿児島保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-10	099-226-1556
那覇保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15	098-853-2945

出典：法務省資料による。

(2) 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】

警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁及び国土交通省は、2018年（平成30年）７月に法務省が開催した、「一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援」をテーマとする「平成30年度再犯防止シンポジウム」（【施策番号101】（P121）参照）を後援し、広報・啓発活動を推進した。

また、農林水産省は、協力雇用主の拡大に向け、2014年度（平成26年度）から農林漁業の関係団体等に対して、協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。2016年度（平成28年度）からは、新規雇用に関する補助事業の説明会等において、個別の事業者に対しても協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。

(3) 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

法務省は、2018年（平成30年）から2020年（令和２年）までの間、毎年１月から３月までの３か月を就労支援強化月間と定め、2018年３月に「再犯防止シンポジウム2018」を開催したほか、同年５月、政府インターネットテレビで協力雇用主等を紹介するミニ番組や法務大臣と協力雇用主等の座談会を順次放映するなど、協力雇用主に関する積極的な広報啓発活動の実施や多様な業種の協力雇用主の開拓に向けた取組を行った。

また、2018年度末に、法務大臣が経済三団体のトップと直接面会し、協力雇用主の現状や、法務省が取り組んでいる協力雇用主に対する支援制度について説明した上で、多様な業種の協力雇用主の確保について、経済界の理解と協力を依頼した（【施策番号７】（P22）参照）。

保護観察所において、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携して、これまで協力雇用主のいない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努めている。その中でも、更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】（P20）参照）を実施している21庁の保護観察所においては、民間の就労支援事業所の企業ネットワークを生かした多様な業種の協力雇用主の開拓を行っている。

さらに、法務省及び農林水産省は、2017年度（平成29年度）から、随時意見交換を行うとともに、茨城就業支援センター（**資2-9-1**参照）で農業訓練を終えた保護観察対象者を雇用した農業法人のヒアリングを行うなど、農業分野における協力雇用主の確保に向けた取組の強化を図っている。

資2-9-1　茨城就業支援センターの概要

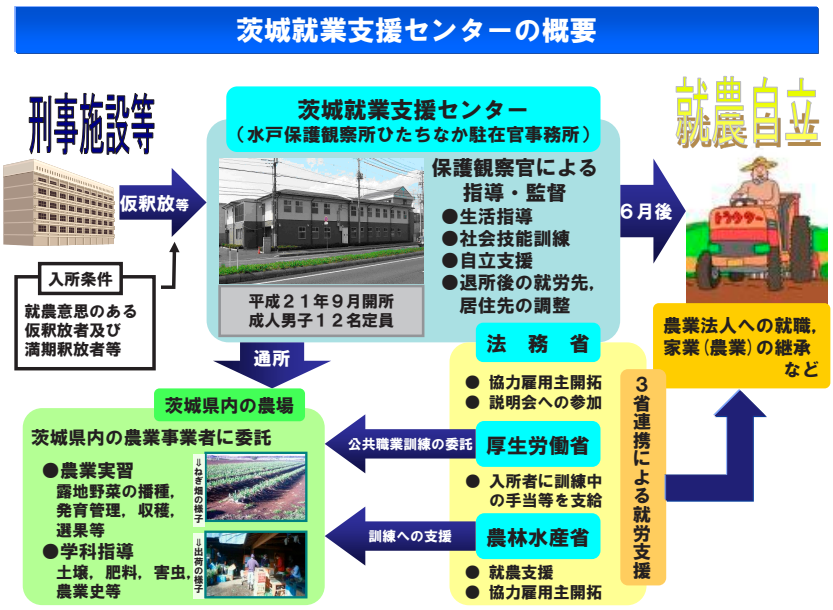

出典：法務省資料による。

4　協力雇用主の活動に対する支援の充実

（1）協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、コレワーク（【施策番号５イ】（P19）参照）において、企業等に対して刑務所出所者等の雇用に関する情報の発信を行っている。また、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、協力雇用主等に配布して更なる理解促進に努めている。

保護観察所において、協力雇用主を対象とした研修等を実施し、協力雇用主として承知しておくべき基本的事項や雇用管理上の留意すべき事項について情報提供を行っている。研修においては、雇用事例の提供等を通して、実際に刑務所出所者等を雇用する上でのノウハウや活用できる支援制度、危機場面での対処法等について、協力雇用主が相互に情報交換を行っている。

また、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する上で必要な個人情報については、保護観察所において、当該刑務所出所者等に対し、雇用主への情報提供の必要性を説明し、理解や同意を得た上で提供している。

（2）協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】

法務省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度（**資2-11-1** 参照）を実施し、2014年度（平成26年度）から更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】（P20）参照）を実施している。また、2015年度（平成27年度）から刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対して、年間最大72万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金制度（**資2-11-2**参照）を実施するとともに、協力雇用主等に対して矯正施設までの旅費支給を実施するなどし、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。2018年度（平成30年度）は、身元保証を2,179件、刑務所出所者等就労奨励金の支給を3,654件実施した。

加えて、2018年度には、企業がコレワーク（【施策番号５イ】（P19）参照）に無料で電話相談ができる無料通話回線や、ウェブサイト上から簡便に問い合わせができるフォームを設置したほか、コレワークに刑務所出所者等の雇用について豊富な知見を持つ雇用支援アドバイザーを招へいして就労支援に係る相談会を実施するなど、刑務所出所者等を雇用する企業の不安、負担の軽減と継続的な支援に努めている。

さらに、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、2018年度にアンケート調査（【施策番号４】（P18）参照）を実施したところ、協力雇用主に対する支援として望むものとしては、「経済的支援の充実」（61.5%）、「雇用後の保護観察官・保護司等による訪問機会の充実」（38.5%）、「公共工事入札等における加点等の優遇措置の拡大」（34.6%）の順で高かった。なお、「協力雇用主に対する経済的支援」については、既に刑務所出所者等就労奨励金支給制度があるものの、同アンケートによると、その認知度は54.7%にとどまっていたことから、保護観察所では、協力雇用主に対し、各種支援制度について丁寧に説明するとともに、相談等に乗ることで不安の軽減を図るよう努めている。

資2-11-1　身元保証制度の概要

身元保証制度

概　要

就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について，民間事業者が1年間身元保証をし，雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて，損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

身元保証のながれ

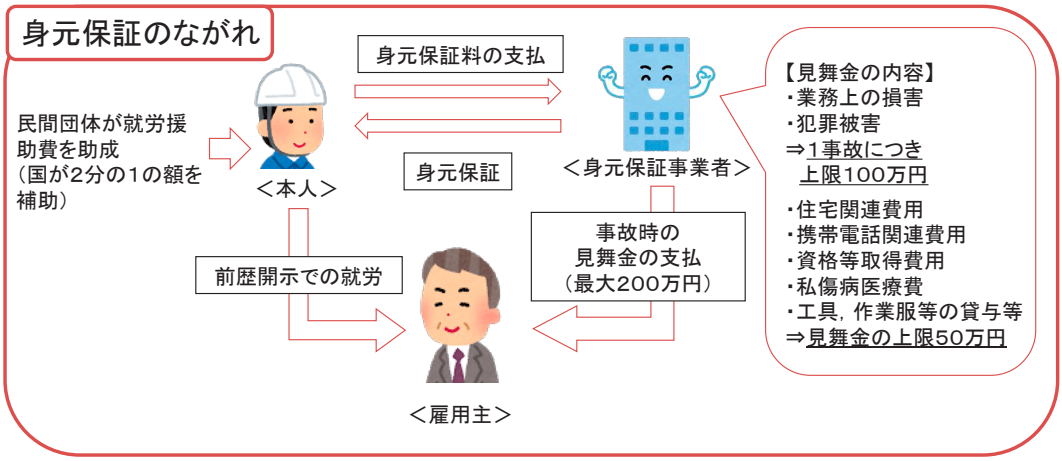

出典：法務省資料による。

資2-11-2　刑務所出所者等就労奨励金制度の概要

刑務所出所者等就労奨励金

1　安定的で継続的な雇用の場合における就労奨励金の支給

刑務所出所者等が，刑務所・少年院在所中の職業訓練，就労支援等により，出所・退院後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため，奨励金を支給

【支給要件】

①保護観察対象者等（仮釈放者，仮退院者又は満期釈放・退院後の更生緊急保護対象者）を雇用した協力雇用主

②刑務所等在所中からの調整に基づき，出所・退院後速やかに雇用を開始

③正社員又は１年以上の雇用継続が見込まれること

※短時間労働者（週20時間未満）を除く

【支給額】 最大８万円×１～６か月目，最大12万円×２回（９，12か月目）　（最長１年）

2　その他の雇用の場合における就労奨励金の支給

上記以外の保護観察対象者等の雇用の場合も，より継続的な就労を促すため，奨励金を支給

【支給要件】 保護観察対象者等（上記以外の者）を雇用した協力雇用主

【支給額】最大２万円×１～３か月目，最大４万円×４～６か月目，最大12万円×２回（９，12か月目）　（最長１年）

※トライアル雇用奨励金（最長３か月）を受けた後，本雇用に移行する場合，４か月目から適用

出典：法務省資料による。

（3）住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】

法務省は、身元保証制度（【施策番号11】（P25）参照）により、刑務所出所者等が負担する住宅関連費用を事業主が立て替えたまま返済されず未回収となった場合、当該事業主に一部見舞金を支給するなどの支援を行っている。

また、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、アンケート調査（【施策番号４】（P18）参照）を実施したところ、刑務所出所者等を雇用したことのある協力雇用主のおよそ５割が、雇用した刑務所出所者等のために住居を準備したことがあった。さらに、刑務所出所者等を雇用したことのある協力雇用主のおよそ２割が連帯保証人になったことがあり、そのうちおよそ４割が連帯保証人として、弁済をしたことがあると回答しており、住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援の充実のニーズが明らかになった。

（4）協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】

法務省及び厚生労働省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、2018年度（平成30年度）に協力雇用主募集パンフレット（【施策番号７】**資2-7-1**（P23）参照）の内容について見直しを行い、同パンフレットを各府省に配布するとともに、積極的な活用を依頼した。

また、協力雇用主に関する情報を法務省ウェブサイトに掲載し、随時更新や見直しを行っている。

5　犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

（1）国による雇用等【施策番号14】

法務省及び厚生労働省は、2013年度（平成25年度）から、保護観察を受けている少年を非常勤職員として雇用する取組を行っている。2013年度から2018年度（平成30年度）末までに、法務省57人（うち少年鑑別所48人）、厚生労働省１人の計58人の少年を雇用した。雇用期間中は、少年の特性に配慮しつつ、就労を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、必要に応じて少年からの相談に応じる等のサポートを行っている。これらの取組事例を踏まえつつ、犯罪をした者等の雇用等を推進するための指針について検討を行っている。

（2）協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】

法務省は、2015年度（平成27年度）から、法務省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主の刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施している。また、小額の随意契約による調達を行う場合には、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している。保護観察所において、2017年度（平成29年度）には32件、2018年度（平成30年度）には21件協力雇用主が公共調達を受注している。

なお、全国の都道府県及び市区町村のうち、2018年11月末現在、133の地方公共団体（実施予定を含む。）では入札参加資格の審査に際して、56の地方公共団体では総合評価落札方式における評価に際して、それぞれ協力雇用主としての雇用実績等を評価している（**資2-15-1**参照）。

資2-15-1　地方公共団体における協力雇用主支援等の取組について

地方公共団体における協力雇用主支援等の取組について

入札参加資格審査における優遇措置【１３３】

入札参加資格審査又は総合評価落札方式において，協力雇用主として登録している場合，あるいは，協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に，社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。

〔平成２４年以前から開始〕
岩手県，宮城県，山形県，兵庫県，広島市
〔平成２４年から開始〕
群馬県，鹿児島県，山形県上山市，宮崎県都城市，鹿児島県指宿市，鹿児島県垂水市
〔平成２５年から開始〕
奈良県，山口県，熊本県，山形県天童市，神奈川県海老名市，兵庫県尼崎市，長崎県諫早市，熊本県荒尾市，熊本県八代市，熊本県宇城市，熊本県宇土市，宮崎県日向市，鹿児島県奄美市，鹿児島県鹿屋市，鹿児島県大崎町
〔平成２６年から開始〕
京都府，福岡県，埼玉県，秋田市，盛岡市，岩手県花巻市，福島県相馬市，群馬県高崎市，栃木県鹿沼市，三重県松阪市，三重県名張市，大阪府箕面市，福岡県北九州市，福岡県春日市，鹿児島県霧島市，鹿児島県曽於市
〔平成２７年から開始〕
北海道，石川県，滋賀県，沖縄県，札幌市，金沢市，岐阜市，熊本市，山形県新庄市，山形県村山市，栃木県下野市，栃木県小山市，群馬県桐生市，岐阜県関市，愛知県豊田市，福井県敦賀市，福井県美浜町，京都府舞鶴市，兵庫県西宮市，福岡県太宰府市，長崎県大村市，鹿児島県出水市，鹿児島県薩摩川内市
〔平成２８年から開始〕
和歌山県，長崎県，仙台市，神戸市，栃木県那須塩原市，石川県珠洲市，石川県河北郡津幡町，大阪府茨木市，広島県府中市，福岡県糸島市，福岡県宗像市，福岡県直方市，鹿児島県阿久根市
〔平成２９年から開始〕
長野県，富山県，福井県，広島県，富山市，北海道函館市，北海道北斗市，北海道釧路市，北海道帯広市，北海道岩見沢市，北海道苫小牧市，岩手県大船渡市，山形県米沢市，福島県南相馬市，福島県相馬郡新地町，福島県喜多方市，福島県郡山市，群馬県館林市，埼玉県戸田市，新潟県新発田市，富山県高岡市，富山県射水市，石川県七尾市，石川県野々市市，石川県輪島市，石川県羽咋郡志賀町，滋賀県彦根市，大阪府吹田市，大阪府池田市，香川県丸亀市，香川県善通寺市，熊本県大津町，沖縄県石垣市
〔平成３０年から開始〕
栃木県，神奈川県，さいたま市，岡山市，鹿児島市，北海道江別市，福島県須賀川市，栃木県日光市，神奈川県川崎市，神奈川県横須賀市，石川県かほく市，石川県能美市，福井県越前市，兵庫県明石市，島根県安来市，広島県東広島市，広島県三原市，鹿児島県いちき串木野市
〔平成31年から開始〕
高知県，長野県上田市，滋賀県草津市，滋賀県長浜市

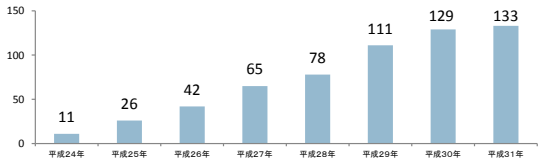

総合評価落札方式における優遇措置【５６】

法務省では，平成２７年度から中央省庁では初めて，法務省発注の矯正施設の工事の一部を対象とし，刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対して，総合評価落札方式における加点を開始しました。

〔平成２４年以前から開始〕
栃木県，兵庫県，広島市，山形県酒田市
〔平成２４年から開始〕
鹿児島県，山形市，福岡県那珂川市
〔平成２５年から開始〕
奈良県，鹿児島市，千葉県野田市，東京都小平市，神奈川県海老名市，愛知県豊橋市，愛知県田原市，島根県益田市
〔平成２６年から開始〕
東京都，秋田市，東京都大田区，静岡市，千葉県我孫子市，千葉県佐倉市，大阪府箕面市
〔平成２７年から開始〕
北海道函館市，北海道旭川市，千葉県成田市，神奈川県藤沢市，愛知県豊田市，愛知県刈谷市，愛知県安城市，愛知県小牧市，愛知県半田市，愛知県一宮市，愛知県豊川市，大津市，兵庫県西宮市，山口県下関市，山口県宇部市，
〔平成２８年から開始〕
北海道，福岡市，山形県南陽市，静岡県藤枝市，愛知県みよし市，愛知県江南市，愛知県岩倉市，愛知県春日井市，大阪府豊中市，福岡県北九州市
〔平成２９年から開始〕
北海道室蘭市，岩手県一関市，埼玉県戸田市，神奈川県茅ヶ崎市
〔平成30年から開始〕
福井市，宮城県栗原市，宮城県名取市，愛知県瀬戸市，兵庫県明石市

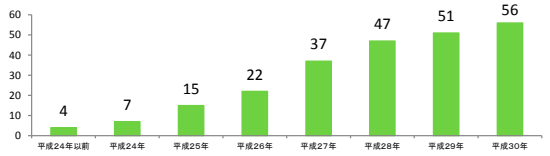

平成３０年１１月末現在（法務省保護局において把握した取組に限る（実施予定を含む。）。）

出典：法務省資料による。

（3）補助金の活用【施策番号16】

法務省は、各府省における補助金事業を調査し、協力雇用主であること等を評価に取り入れることなど、協力雇用主の活動に資する補助金の活用指針について検討を行っている。

（4）協力雇用主に対する栄典【施策番号17】

法務省は、内閣府の協力を得て、協力雇用主に対する栄典の授与について検討を行い、平成30年秋の褒章において、更生保護事業に寄与した功績により２人の協力雇用主が藍綬褒章を受章した。

6　就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

（1）就労した者の離職の防止【施策番号18】

法務省は、少年院において、就労した者の離職を防止することを目的に、日本財団が実施している職親プロジェクト※6（コラム１（Ｐ33）参照）の参加企業の協力を得て、少年院在院者を対象に職場体験を積極的に実施する取組の試行を2017年度（平成29年度）から開始した。また、退院や仮退院をした者又はその保護者等から、就労に関することを含め、健全な社会生活を送る上での問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは少年院の職員が相談に応じることができる制度（少年院法第146条）を設けている。2018年（平成30年）には退院者等からの相談を618件

※6　職親プロジェクト
日本財団と企業が連携し、少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。

受け付けた。

少年鑑別所において、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応している。その一環として、犯罪をした者等に対して、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っている。

保護観察所において、保護観察対象者等に離職やトラブル等のおそれがあると認める場合、保護観察官が適時適切に当該保護観察対象者等に対する面接指導等を行い、就労した者の離職の防止に努めている。また、2012年（平成24年）１月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号５ウ】（P20）参照）を実施しており、刑務所出所者等に対し、職場定着を実現するための支援及び就労を継続するために必要な住まい探し等の定住支援を併せて行っている。2018年度は、職場定着支援を109件、定住支援を25件実施した。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、就職した支援対象者や雇用した協力雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行っている。

(2) 雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】

法務省は、少年院において、少年院法第146条に基づき、少年院を出院した者を雇用した協力雇用主等からの相談を受け付けている（【施策番号18】参照）。

コレワークにおいて、協力雇用主の相談に応じるなど継続的支援を行っている（【施策番号５イ】（P19）参照）。

保護観察所において、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合は、その後のフォローアップとして、必要に応じ、保護観察官が当該協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、協力雇用主の相談等に応じている。また、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号５ウ】（P20）参照）においても、協力雇用主に対し、職場定着を実現するための支援を行っている。加えて、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、2018年度（平成30年度）にアンケート調査（【施策番号４】（P18）参照）を実施したところ、刑務所出所者等を雇用したことがあると回答した協力雇用主のおよそ５割が、雇用した刑務所出所者等が無断欠勤、意欲の乏しさ、人間関係のトラブルといった就労上の問題を抱えている、さらに、雇用しても、雇用後半年以内に辞めていると回答したことから、就労を継続させていくためには、被雇用者及び協力雇用主双方に対する継続的な訪問・指導等のフォローアップが必要であることが明らかになった。

ハローワークの取組は【施策番号18】を参照。

(3) 離職した者の再就職支援【施策番号20】

法務省は、保護観察所において、離職した保護観察対象者に対し、保護観察官が面接指導等により再就職を促すなどしており、特に、更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】（P20）参照）を実施している21庁においては、就職活動に対する支援が必要と認められる保護観察対象者等に対し、保護観察所から委託を受けた更生保護就労支援事業所がきめ細かな就職活動支援を行っている。また、地域によっては、協力雇用主らが、協力雇用主のネットワーク組織である協力雇用主会を組織し、情報交換等を行いながら、保護観察対象者等の雇用に取り組んでいることから、同会との連携を通じて、離職者も含めた無職の保護観察対象者等の就職支援を進めている。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、支援対象者が離職して再び就職に向けた支援を行う必要がある場合は、速やかに再就職ができるよう職業相談・職業紹介等を行っている。

7　一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

（1）受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】

法務省は、受刑者に従事させる刑務作業について、単純な軽作業から高度な機械操作を要する作業まで、幅広い種類の作業の中から本人の資質、能力及び就労歴等を考慮した上で指定している。刑事施設においては、より多くの作業内容から選定できるよう、様々な業種の民間企業に対する受注活動を行っている。また、高齢等により一般の就業が困難な者については、工場内をバリアフリーとするほか、作業時間を短縮するなどの配慮を行った上で、軽作業等を指定している。

さらに、法務省は、福祉的支援の対象外であるものの、知的能力に制約がある、あるいは集中力が続かないなどの特性を有しているため、一般就労が困難あるいは継続できない、一般就労と福祉的支援の狭間にある者について、矯正施設在所中に、社会生活に必要な認知機能等の強化を図るとともに、就労先等を確保するため、2019年度（令和元年度）から、広島大学と連携し、作業療法を活用したプログラムの実施等を一部施設において試行することとしている。

（2）障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号22】

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、保護観察官、ハローワーク職員から構成される就労支援チームを設置して、保護観察対象者等に対する就労支援を実施している（【施策番号５ア】（P18）参照）。保護観察対象者等のうち、障害者、生活困窮者等についても個々の障害や困窮の程度に応じて必要かつ適切な支援を検討・実施している。

法務省は、矯正施設在所者のうち障害等により就労が困難な者に対し、2014年度（平成26年度）から社会内で利用できる就労支援制度を紹介するためのリーフレット（資2-22-1参照）を配布している。2018年度（平成30年度）は、少年院在院者に対しても配布し、延べ5,375部を配布した。

厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、就労意欲やその程度等に応じた希望する就労が実現できるよう、引き続き、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型事業、就労定着支援事業（以下「就労系サービス」という。資2-22-2参照。）に取り組んでいる。

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法※7に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携など手厚い専門的な対応が必要であるため、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、「社会生活支援特別加算」を創設した。同加算では、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害

資2-22-1　就労支援制度の紹介のリーフレット

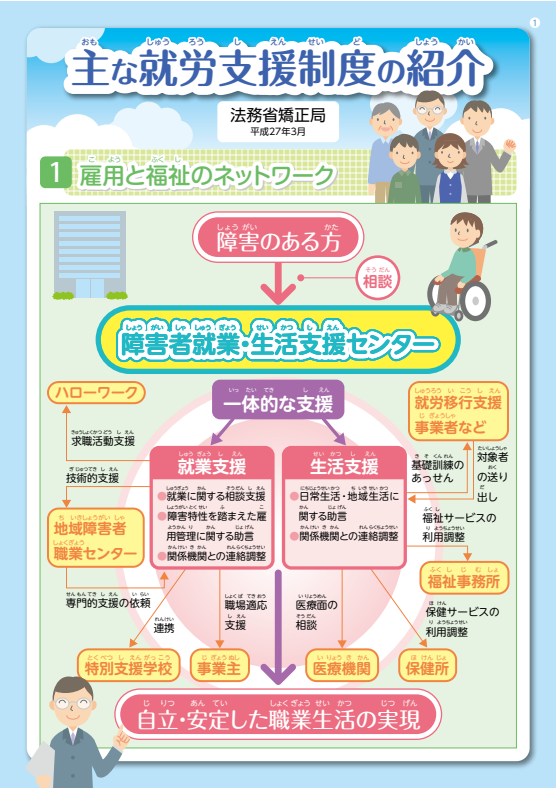

出典：法務省資料による。

※7　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

者を支援していること、又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを報酬上評価して、受入れの促進を図ることとしている。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）においても、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対する就労支援が可能であり、同法に基づく就労準備支援事業（**資2-22-3**参照）や就労訓練事業（**資2-22-4**参照）により、個々の状態像に合わせた個別の支援を展開している。

さらに、生活困窮者の一層の自立を促進するため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置地方公共団体の任意事業である就労準備支援事業について、その実施を努力義務としたほか、対象者の年齢要件を撤廃し65歳以上も利用可能とすること等により、多様化する就労支援ニーズをとらえた事業の実施を図っている。

資2-22-2　就労系障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 （規則第6条の9）	就労継続支援A型事業 （規則第6条の10第1項）	就労継続支援B型事業 （規則第6条の10第2項）	就労定着支援事業 （規則第6条の10）
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 （標準利用期間：2年） ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 （利用期間：制限なし）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 （利用期間：制限なし）	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 （利用期間：3年）
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
報酬単価	500～1，089単位／日 ＜定員20人以下の場合＞ ※定員規模に応じた設定 ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬	322～615単位／日 ＜定員20人以下、人員配置7.5：1の場合＞ ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均労働時間が長いほど高い報酬	562～645単位／日 ＜定員20人以下、人員配置7.5：1の場合＞ ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均工賃月額が高いほど高い報酬	1，040～3，200単位／月 ＜利用者数20人以下の場合＞ ※利用者数に応じた設定 ※就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）が高いほど高い報酬
事業所数	3，287事業所 （国保連データ平成31年3月）	3，826事業所 （国保連データ平成31年3月）	12，423事業所 （国保連データ平成31年3月）	902事業所 （国保連データ平成31年3月）
利用者数	33，560人 （国保連データ平成31年3月）	70，015人 （国保連データ平成31年3月）	255，574人 （国保連データ平成31年3月）	6，263人 （国保連データ平成31年3月）

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-3　就労準備支援事業の概要

就労準備支援事業について

事業の概要

○　生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。（平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設）

支援の内容

- **対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成**。
- **プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施**。

対象者の様々な状態像

○決まった時間に起床・就寝できない等、**生活習慣の形成・改善が必要**
○他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの**社会参加能力の形成・改善が必要**
○**自尊感情や自己有用感を喪失**している
○**就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い**
等

×

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

○**日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニュー**による支援。（対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要）
○**通所、合宿等の様々な形態で実施**。

（多様な支援メニューの例）
・ワークショップ　・セミナー　・グループワーク　・職場見学　・就労体験　・模擬面接
・応募書類作成指導　・キャリアコンサルティング　・ボランティア活動への参加
・就農訓練事業（平成28年4月より開始）
・福祉専門職との連携支援事業（平成29年4月より開始）　　等

（生活・健康講座）

（農作業体験）

（封入作業）

（PC講座）

（就職面接等の講座）

効果

○一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-4　就労訓練事業の概要

認定就労訓練事業の推進について

認定の仕組み

認定主体
（都道府県、政令市、中核市）

認定 →

就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

認定の主旨
○　事業所へのインセンティブの付与
（税制優遇や優先発注の仕組みの活用）
○　貧困ビジネスの排除
（法人や事業所の運営の健全性を担保）　等

支援の内容

就　労　訓　練　事　業

非雇用型

特徴
- 労働基準関係法令の**適用対象外**
- **訓練計画**に基づく就労訓練
- 事業主の指揮監督を受けない
- 達成すべきノルマを設けない

雇用型

特徴
- 労働基準関係法令の**適用対象**
- **就労支援プログラム**に基づく支援
- 就労条件における一定の配慮（労働時間、欠勤について柔軟な対応）

一般就労

（※）就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。
①訓練計画や就労支援プログラムの策定
②対象者への必要な相談、指導及び助言
③自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
④上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者（※）による就労支援を実施

連携

自立相談支援機関（就労支援員）による定期的・継続的なアセスメント

効果

○　**対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。**
○　**また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現する。**

出典：厚生労働省資料による。

(3) ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】

法務省は、全国の保護観察所において、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る、いわゆる「ソーシャル・ファーム」との連携を進めている。2019年（令和元年）５月末現在、全国129団体との間で、雇用や受入れなどの連携を実施している。また、2013年度（平成25年度）から、いわゆる「ソーシャル・ファーム」と保護観察所との間で「ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会」を開催し、相互理解を深めるとともに、一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援について協議を行っている。2018年度（平成30年度）は６回開催した。こうした中で、協力雇用主への登録に理解を示すソーシャル・ファームについては、協力雇用主としての登録も促している。

なお、2018年度から、ソーシャルビジネスを運営する企業の視察等を通じ、矯正施設とソーシャルビジネスとの連携の在り方等についての検討も進めており、ソーシャル・ファームと連携し、少年院在院者が同ファームに帰住し、生活の安定を図るための支援の枠組みを構築するための検討を行っている。また、再犯防止シンポジウム（【施策番号101】（P121）参照）において、障害者雇用における農福連携の取組や、ソーシャル・ファームの取組事例などを紹介し、ソーシャルビジネスとの連携を推進した。

Column 1

日本財団による職親（しょくしん）プロジェクト

職親プロジェクト

職親（しょくしん）プロジェクトとは

日本財団　公益事業部　国内事業開発チーム　リーダー　廣瀬正典

日本財団は、安心・安全な国づくり、刑務所出所者等が再チャレンジできる社会づくりを目的に、2013年（平成25年）に「日本財団職親プロジェクト」を立ち上げた。このプロジェクトは、法務省、民間企業（以下「職親企業」という）、専門家等が一体となった、官民連携の社会復帰プログラムであり、矯正施設内から出所・就労まで、切れ目なく支援を提供する仕組みの構築を目指すものである。

職親企業は、正に親代わりとなり出所者を積極的に雇用し、住居を提供し、親のように生活を共にしながら、更生を応援している。

2017年度（平成29年度）からは、職場定着率の向上を目指すため、モデル矯正施設の３か所（東京・多摩少年院、兵庫・加古川刑務所、佐賀・佐賀少年刑務所）において、職親企業が講師役となり現場のニーズに応える生きた技術を提供している。また、多摩少年院においては、職親企業でインターンシップを行い、社会で働くことのイメージづくり、就職先のミスマッチを防止することなどに取り組んでいる。2019年度（令和元年度）からは、新たに職場定着に向けた教育プログラムの開発を、法務省と連携して行っている。

職親企業の取組紹介

千房株式会社　代表取締役会長　中井政嗣

お好み焼専門店「千房」を創業して45年。創業当時は人手不足で悩み苦しんだ。健康であればどんな人でも採用したい。「過去は問わない」。すがる思いだった。面接に来た人は即採用した。暴走族や元受刑者もいたが、真面目に働いてくれた。中には店長になり、幹部になり、やがては独立した者もいた。そのような千房の採用実績を知った法務省から2008年（平成20年）、受刑

者就労支援の強力な依頼を受けた。

奈良県の農家に生まれ育った私は勉強が嫌い、学業成績も悪い、家が貧乏。中学を卒業した私は社会に出た。その年に父親が亡くなり、初めて自立に気付いた。16歳だった。逆境がエネルギーとなった。その後、努力が実り独立した。千房の全国展開時、母親に「俺がこうなることを考えられたか？」と質問した。「まさかお前がこうなるとは思わなかった」。私のことを誰よりもよく知っている母親でも人の成長は分からない。人間は誰もが無限の可能性を秘めていると確信した。今では大卒の学生も採用できる会社になった。

あえて前科者を採用することに社内でも賛否両論。最終的に私が責任を取るということで、前代未聞の刑務所内での採用募集が始まった。山口県の美祢社会復帰促進センターである。応募者の面接には、私と人事部長が出向いた。面接を実施した者全員に泣かされた。皆、家庭崩壊だった。もちろん本人が悪いに違いないが、私は彼らの犯した罪をとがめられなかった。

内定を出した2人が仮出所した。身元引受人となり、住居も提供した。しかも、この取組はオープンにしようと全従業員に通知した。反省は一人でもできるが更生は一人ではできない。皆の協力が不可欠なのだ。出所者や出院者の受け皿は社会だ。社会の偏見を少しでも緩和させるためにもオープンにした。マスコミが大きく取り上げた。記事を読んだ日本財団から、支援するので積極的に採用してほしいと強く要望された。私の親しい企業に事情を説明した。2013年2月、大阪で刑務所出所者等の就労支援事業として「日本財団職親プロジェクト」が日本財団協力の下に発足し、世界初の取組としてマスコミから大きな注目を浴びた。そのおかげで、支援の輪は東京・福岡・和歌山・新潟にも拡がった。現在130社が参加している。徳島・愛知・北海道にもプロジェクトが誕生する予定だ。

正直、失敗を重ねて心が折れそうなときもあった。そんなときには、職親企業の仲間がいた。各企業の努力している姿に励まされた。ある少年院で講話したときのこと。少年が私に質問した。「なぜ私たち罪を犯した人間を採用されるのですか？」。私は即答した。「何か問題がありますか？確かに、あなた方は罪を犯しました。過去は変えることができません。しかし、自分と未来は変えられます。しっかり反省をし、二度と罪を犯さないことを誓って出院されるのですよね。私たちは信じています。受入企業も数多くあります。自信をもって出院してください」と。

一線を越えてしまった受刑者の更生する姿に感動する。成功事例ができると、次の出所者に大きな希望が生まれる。店舗のスタッフも優しくなった。教育しているつもりが、彼らに学んでいたのだ。共に育つ。これこそが「共育」なのかもしれない。人間には想像を超える何かがある。おかげで、受け入れるための心の器や強さも増したように思う。比べず、焦らず、諦めずを信条に。あらゆる企業が、近い将来、受刑者の就労支援が当たり前の世の中になることを心から願っている。

再犯が後を絶たない。しかも無職。再犯をすれば、また大きな税金が注がれる。出所者が職に就けば納税者に変わり、被害者の方たちにも罪を償えるだろう。元受刑者が立派に店長となり、お世話になった刑務所、少年院へ面接に行く日も近い。

少年院在院者のインターンシップの様子
【写真提供：法務省】

矯正施設で講話する千房株式会社中井会長
【写真提供：法務省】

第２節　住居の確保等

1　矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

（1）帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】

法務省は、更生保護法（平成19年法律第88号）の一部改正により、2016年（平成28年）６月から、保護観察所が行う受刑者等の釈放後の生活環境の調整※8の充実を図っている。具体的には、生活環境の調整に対する地方更生保護委員会の関与を強化し、地方更生保護委員会が、矯正施設収容後の早期の段階から受刑者等に対し帰住先等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導・助言・連絡調整を行い、保護観察所はこれを踏まえて、例えば薬物依存がある受刑者等に対し、薬物依存からの回復支援等を受けることができる民間団体等への帰住を調整するなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組を行っている。2018年（平成30年）は、地方更生保護委員会における受刑者等に対する帰住先等に関する面接調査が2,942件行われた。

（2）受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】

法務省は、刑事施設において、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するよう、受刑者と親族や雇用主等との外部交通（面会、信書の発受及び電話等による意思連絡）の適切な運用に努めている。

少年院において、保護者に対し、在院者に対する教育方針や教育内容・方法、社会復帰に向けた支援の実施などへの理解と協力を得るため、在院者の処遇に関する情報提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する活動への参加の依頼等を行っている。2018年（平成30年）は、延べ992回の保護者会が実施され、延べ4,723人の保護者が参加した。また、保護者の矯正教育※9への理解を促進し、職員と協働して在院者の有する問題及び課題を解決するために努力する意欲を向上させること、在院者との相互理解を深めさせること、在院者を監護する役割についての認識を深めさせることを目的として、保護者参加型プログラムを実施している。2018年は、各種行事への参加や、非行問題に関する親子講座等、延べ312回の保護者参加型プログラムが実施され、延べ3,085人の保護者が参加した。

保護観察所において、受刑者等の出所後の生活環境の調整の一環として、受刑者等の親族等に対し、受刑者等の改善更生を助けることへの理解や協力を求めるとともに、相談に応じたり、支援機関の情報提供をしたりするなど、必要に応じた支援を実施している。例えば、薬物依存がある受刑者等の家族に対しては、薬物依存についての知識、本人との接し方、他の関係機関や民間団体からの支援にはどのようなものがあるかといった助言などを行うため、引受人・家族会※10を開催している。2018年度は、引受人・家族会を248回実施し、2,274人の引受人や家族が参加した。

※8　生活環境の調整
受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察が行われる。

※9　矯正教育
少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体系的かつ組織的な指導。

※10　引受人・家族会
保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある生活環境調整対象者又は保護観察対象者の引受人や家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物依存当事者に対して適切に対応する方法を身に付けることや、支援機関等の情報を得て家族等自身が必要な支援を受けることができるようになることなどを目的として、医療・保健・福祉機関や自助グループ等と連携して薬物依存者の家族等を対象として定期的に引受人・家族会を実施している。

2　更生保護施設等の一時的な居場所の充実

(1) 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】

更生保護施設は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護※11の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を行う施設である。

2019年（平成31年）４月現在、全国に103の施設があり、更生保護法人により100施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ１施設が運営されている。その内訳は、男性のみ受け入れている施設が88、女性のみ受け入れている施設が７、男女とも受け入れている施設が８となっている。収容定員の総計は2,385人であり、男性が成人1,879人と少年321人、女性が成人134人と少年51人である。

2018年度（平成30年度）の委託実人員は7,906人（そのうち、新たに委託を開始した人員は6,230人）、延べ人員は60万6,631人であった。法務省は、刑務所出所者等がそれぞれの問題性に応じた支援を受けられるよう、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、これらの指定する施設を拡大すること等により更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実を図っている（指定更生保護施設については【施策番号37】（P44）を、薬物処遇重点実施更生保護施設については【施策番号46】（P55）を参照）。

(2) 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】

法務省は、保護観察対象者等が抱える問題の複雑化など、近年の更生保護事業を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の更生保護事業に関する検討を行うため、2018年度（平成30年度）には、学識経験者等を構成員とする有識者検討会と、更生保護事業の実務者等による意見交換会を開催した。また、2019年度（令和元年度）には、有識者検討会及び意見交換会による検討を踏まえ、全国の更生保護事業者と協議・検討を行う「更生保護事業に関する地方別検討会」を開催することとして、高齢者、障害のある者、薬物依存症者等を含めた更生保護施設入所者の特性に応じた支援の在り方や更生保護施設における処遇の在り方といった処遇の基準等の見直しに向けた検討を行うこととしている（【施策番号95】（P110）参照）。

(3) 自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】

法務省は、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、2011年度（平成23年度）から、「緊急的住居確保・自立支援対策」（**資2-28-1**参照）を実施している。これは、更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を委託するものである。この宿泊場所を自立準備ホームと呼ぶ。2019年（平成31年）４月現在の登録事業者数は411事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が149、会社法人が85、宗教法人が46、その他が131となっており、多様な法人・団体が登録されている。2018年度（平成30年度）の委託実人員は1,679人（そのうち、新たに委託を開始した人員は1,373人）、延べ人員は11万7,173人であった。

※11　更生緊急保護
保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後６月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に６月を超えない範囲内）において行うことができる。

資2-28-1　緊急的住居確保・自立支援対策の概要

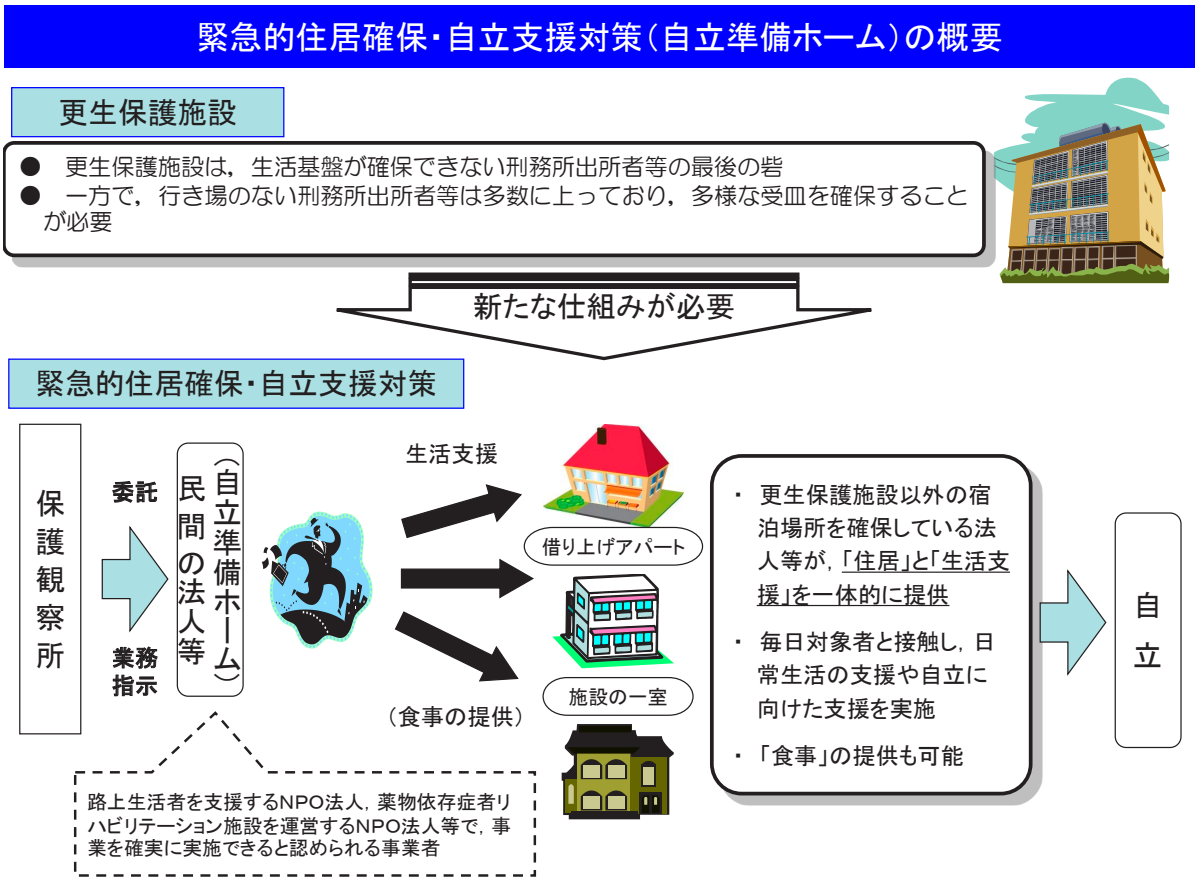

出典：法務省資料による。

3　地域社会における定住先の確保

（1）住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、犯罪をした者等の中には地域社会に適切な定住先を確保できない者がいるという課題を踏まえて、2018年度（平成30年度）に更生保護施設職員等に対して、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因についてアンケートを行ったところ、賃貸契約時の連帯保証人の確保や経済基盤の問題等が挙げられており、この結果等を踏まえつつ、所要の施策について検討することとしている。

（2）住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、公営住宅の事業主体である地方公共団体から相談があった際には、更生保護官署（地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。以下同じ。）において、その相談内容を踏まえて保護観察対象者等に指導及び助言を行うとともに、身元保証制度（【施策番号11】（P25）参照）の活用事例について情報提供等を行うことで、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を行っている。

（3）公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、2017年（平成29年）12月に、各地方公共団体に対して、保護観察対象者等が住宅に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう要請を行い、あわせて、矯正施設出所者が該当する

可能性が高い「著しく所得の低い世帯」は、公募が原則である公営住宅において、特に居住の安定確保が必要な者として、各事業主体の判断により、抽選倍率を優遇するなどの優先入居の取扱いが可能であることを踏まえ、「著しく所得の低い世帯」を優先入居の対象とすることについても適切な対応を要請するなど、公営住宅への入居における特別な配慮を行っている。

(4) 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者※12に該当する者に対して、個別の事情に応じ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施している。また、更生保護施設退所者の住居確保の観点から、保護観察対象者等の入居を拒まない住居の開拓・確保にも努めている。加えて、2012年（平成24年）1月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号18】（P28）参照）として、定住先が円滑に確保できない保護観察対象者等に対し、定住を実現するための支援を行っている。

(5) 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】

法務省は、刑事施設において、出所後の社会生活で直ちに必要となる知識の付与等を目的として、講話や個別面接等を行い釈放前の指導を実施している。特に、適当な帰住先を確保できないまま刑期を終え、満期出所となる受刑者に対して、更生緊急保護（【施策番号26】（P36）参照）の制度や、社会保障等の社会における各種手続に関する知識を得られるよう指導している。

また、保護観察所において、帰住先を確保できないまま満期出所した更生緊急保護対象者に対して、更生保護施設等への委託をするほか、必要に応じて保健医療・福祉関係機関等の地域の支援機関等についての情報の提供を行うなどして、一時的な居場所の提供や地域社会における定住先の確保のための取組の充実を図っている。2018年（平成30年）は、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、2,581人の満期出所者への宿泊場所の提供などを委託し、これらの者の一時的な居場所を確保した。

※12 住宅確保要配慮者
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等

Column 2

更生保護施設「清心寮」による地域と連携した社会復帰支援

更生保護法人　清心寮

1　県民からの預かりもの

更生保護施設「清心寮」は、埼玉県や県内全市町村、幅広い県民の方々からの支援で設立された。清心寮には再出発を期して全国各地の刑務所、少年院から様々な人たちがやってくるが、その多くが埼玉県に何らかの縁を感じている人たちであり、県民の自覚を持った一員になってほしいと願っている。法人運営には県内の更生保護はもとより、行政・経済・福祉・宗教・就労支援・自治会などの各界から参画していただいている。また、毎年約1,400人の方々が研修見学・実習・処遇活動への協力などで当施設に来訪している。寮をいつも地域の風と常識が通う場にし、そのような場で出所してくる人たちを受け入れたいと考えている。

2　アウェイの人生をホームの人生に～息の長い寄り添い

寮に来る人たちは誰もがアウェイの人生を余儀なくされている。彼らにはそのことを避けずにホームの人生に変えていく覚悟を求めている。挫折を重ねてきた人たちにとって大切なのは人と社会につながって生きる力をつけることであり、それが可能であることを知ってもらいたい。自分にもホームがあることを経験する場が更生保護施設である。清心寮は年間100～120人を受け入れているが、併せて、自立退所した後も年間延べ約250人がそれぞれの理由で自分から訪ねてくる。一度関わった人たちには必要とされる限り隣人として関わっていくことにしており、「ホームという関係性」のある人生を獲得してくれるよう願って様々な具体的相談に応じている。実は頑張っている人こそ、それを隔たりなく話せて認めてもらえる場が必要なのだと思わされるし、孤立を防ぐことが再犯防止だと彼らに教えられる。取り分け、薬物依存回復支援を必要とする人たちにはいつでも自分を確かめられる場を用意していきたいと計画している。職員体制としては厳しいが、保護観察や更生緊急保護の期間中の再犯防止でなく、その人の人生における再犯防止を視野に置きながら今を関わるというのが私たちの立ち位置でもある。

レクリエーション活動の様子
【写真提供：清心寮】

3　ネットワークの重層的展開が地域の力を引き出す

生い立ちから挫折を重ね、犯罪を繰り返してきた人たちの生活課題は多様で複雑である。それが見えてくるほど幅広い地域連携支援を必要とするようになる。

私たちは、埼玉県・さいたま市・社会福祉協議会・ハローワーク・弁護士会・ホームレス支援等のNPO・済生会病院・精神保健福祉センター・精神医療センター・ダルク・更生保護団体等（2019年（令和元年）6月1日現在25機関・団体）の参加を得て「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」を立ち上げ、定期的に情報交換・協議を行っている。＜できることを提供し合うゆるやかなつながり＞をキーワードに平素から思いを共有し、顔をつなぐ場としている。また、「埼玉県地域生活定着支援センター」も幅広い運営委員会を設けており、済生会川口総合病院

ソーシャルスキルトレーニング（社会生活技能訓練）の様子
【写真提供：清心寮】

も「生活困窮者支援ネットワーク協議会」を設けている。さらに、「埼玉県就労支援事業者機構」は140を超える協力雇用主のネットワークを運営している。清心寮を始めいくつかの団体がこのいずれにも参加して福祉・医療・薬物依存・就労等の支援情報や活動の結節点になり、重層的な支援環境を形成している。支援へのアクセシビリティを高めることにつながるし、構えずして思わぬことが思わぬ機会につながって解決に結びつくことがある。就労支援事業者機構の事務所は清心寮内に置かれていて、ハローワークの就労支援ナビゲーターがそこに月2回巡回するという仕組みもできている。

　地域との具体的なつながりを積み重ねることなくして私たちの事業は成り立たない。